

## 静岡市災害廃棄物処理計画（案）に関する パブリックコメントの実施結果について

静岡市災害廃棄物処理計画（案）に対する意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

- 1 募集期間 令和3年10月29日（金）から令和3年11月29日（月）まで
- 2 応募方法 郵送、FAX、ごみ減量推進課への持参または市ホームページからの電子申請
- 3 結 果 7件（3者）
- 4 対応状況
 

A：計画に反映するもの		1件
B：計画に盛り込み済みのもの		3件
C：計画には反映しないが、今後の取組の参考とするもの		2件
D：その他の御意見		1件

### 5 御意見に対する静岡市の考え方

No	項目	意見概要	回答
1	対象とする廃棄物の種類	災害時の被災者以外の者の生活ごみ及びし尿について整理してほしい。	対応：B 本計画で対象とする廃棄物は、（案）の5ページで規定しているとおりです。被災者以外の者の生活ごみ及びし尿については、災害の被害状況により当該廃棄物処理体制に影響が出る場合において、本計画に基づき策定する災害廃棄物処理実行計画により対応することになります。 ※（案）6ページの表1-3において、より正確性を期すため一部罫線を修正します。
2	仮置場	市民に知らされていない仮置場を明確にすることが大事だと感じる。	対応：C 本市においては、仮置場として決定している場所はありません。今後、仮置場の選定を進めるとともに、災害時の仮置場の活用方法等について、市民の皆さまへ周知していくことを検討しております。
3	生活ごみ・避難所ごみ	災害時の家庭ごみ収集運搬業務について、災害時には市から指示があるという理解で良いか。また、原則、受託エリア内というこ	対応：B 災害時の家庭ごみ収集運搬業務については、受託業者の皆さまへ市より別途、協議・調整をさせていただきます。なお、災害の規模、被害状況により、対応は異な

		<p>とで良いか。</p> <p>「避難所ごみ」の収集・運搬については、受託業務外ということで良いか。</p>	<p>ることが想定されます。発災時には、受託業者や災害協定の締結業者の皆さまと連絡調整し方針を決定します。</p> <p>「避難所ごみ」の処理は、平時の家庭ごみ収集運搬業務の受託業務外です。</p>
4	し尿	<p>「仮設トイレ（避難所等に設置されたもの）」、「水害に伴って便槽に流入した汚水」のくみ取り業務は、許可の範囲外という理解で良いか。</p> <p>また、許可の範囲で実施する「常設トイレ」、「避難所以外の仮設トイレ」のし尿くみ取り業務の位置付けを明確にしてほしい。</p>	<p>対応：B</p> <p>「仮設トイレ（避難所等に設置されたもの）」、「水害に伴って便槽に流入した汚水」のくみ取り業務は、本計画に基づき対応方針を決定し、許可の範囲についても災害廃棄物処理実行計画において示します。それ以外の「常設トイレ」、「避難所以外の仮設トイレ」のし尿くみ取り業務は、原則として本計画の対象外ですが、災害の規模、被害状況、許可業者の皆さまの被害状況により、本計画により処理体制を構築することになります。</p>
5	し尿	<p>浄化槽汚泥の収集・運搬について、処理施設の受入状況に影響するため、許可業者自ら判断して、対応することが困難である。災害に伴って浄化槽に汚水が流入した場合等の緊急的措置の対応はどうすればよいか。</p> <p>また、災害発生時における「浄化槽汚泥」の清掃、収集・運搬について、本計画への規定は可能か。</p>	<p>対応：C</p> <p>災害時の処理施設の受入体制及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、発災時の被害状況等の個別の事情を総合的に判断して、災害廃棄物処理実行計画において規定します。このため、本計画においては、個別具体的な対応は規定していません。なお、発災時において、処理施設への搬入等に係る周知については、適切に実施します。</p>
6	その他	<p>(誤字)</p> <p>共同→協同</p>	<p>対応：A</p> <p>ご指摘どおり修正します。</p>
7	その他	<p>大型家電や家具の転倒防止を行うことは、生命を守るだけでなく、災害廃棄物の抑制にもつながるため、転倒防止対策の重要性について平時から市民に情報発信していただきたい。</p>	<p>対応：D</p> <p>転倒防止対策については、静岡市地域防災計画において「家具等の転倒防止」が規定され、市民の皆さまに対する啓発と指導に努めることとされています。</p>